

〔第一問〕 - 50点 -

問 1

(1) 資産の評価損の損金不算入等

1. 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
2. この場合において、1. の評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかった資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その減額がされなかったものとみなす。

(2) 評価損が計上できる場合

1. 物損等の事実

(1) 棚卸資産

- イ 災害により著しく損傷したこと
- ロ 著しく陳腐化したこと
- ハ イ又はロに準ずる特別の事実

(2) 有価証券

- イ 取引所売買有価証券等（発行済株式等の20%以上を有するものを除く。）の価額が著しく低下したこと
- ロ イ以外の有価証券について、その発行法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと
- ハ ロに準ずる特別の事実

(3) 固定資産

- イ 災害により著しく損傷したこと
- ロ 1年以上にわたり遊休状態にあること
- ハ 本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと
- ニ 資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ホ イ～ニに準ずる特別の事実

(4) 他の者の有する固定資産を利用するために支出された繰延資産

- イ その支出の対象となった固定資産につき(3)の事実が生じたこと
- ロ イに準ずる特別の事実。

2. 会社更生法等の更生計画認可の決定による評価換えなど

3. 民事再生法等の再生計画認可の決定による評価換えなど

(3)

事実 関係	損金算入の可否とその理由
1	<p>(損金算入の可否) 商品Aの評価損 4,000,000円は、甲社の当期の損金の額に算入されない。</p> <p>(その理由) 棚卸資産を過剰生産したことによる単なる時価の下落は、評価損計上の事実には該当しないため。</p>
2	<p>(損金算入の可否) 商品Bの評価損 2,000,000円は、甲社の当期の損金の額に算入される。</p> <p>(その理由) 災害による著しい損傷は、棚卸資産につき評価損が計上できる事実とされている。本問における台風による倉庫への浸水で受けた棚卸資産の損傷は、当該事実には該当し、甲社は、商品Bの期末時価 1,000,000円とその帳簿価額 3,000,000円との差額の範囲内で評価損を計上し、これを損金経理していることから、その全額が損金の額に算入される。</p>
3	<p>(損金算入の可否) 有価証券Cの評価損 1,500,000円は、甲社の当期の損金の額に算入されない。</p> <p>(その理由) 取引所売買有価証券等の価額が著しく低下したことより評価損が計上できるのは、その有価証券のその事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない場合である。 本問において、有価証券Cの当期末の時価は 3,500,000円であり、帳簿価額の50%相当額 2,500,000円 (= 5,000,000円 × 50%) を下回っていないため、評価損の損金算入は認められない。</p>
4	<p>(損金算入の可否) 機械装置Dの評価損 5,000,000円は、甲社の当期の損金の額に算入されない。</p> <p>(その理由) 固定資産の評価損が損金の額に算入されるのは、当該固定資産について、法人税法施行令に規定する「資産の評価損の計上ができる事実」が生じた場合に限られるため、製造方法の急速な進歩等により機械装置が旧式化したことによって、その価額が低下した場合には、評価損の損金算入は認められない。</p>

問2 欠損金の繰越控除

(1) 中小法人等の意義

1. 普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下であるもの（期末において大法人による完全支配関係があるもの、又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されているものを除く。）
2. 普通法人のうち資本又は出資を有しないもの
3. 公益法人等又は協同組合等
4. 人格のない社団等

(2) 制度の概要

1. 内容

確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度で、青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入する。

2. 損金算入限度額

(1) 中小法人等

損金算入額は、この規定の適用前の所得金額相当額を限度とする。

(2) 中小法人等以外の法人

損金算入額は、この規定の適用前の所得金額の50%相当額とする。

ただし、中小法人等以外の法人であっても、次の場合における各事業年度の損金算入額は、この規定の適用前の所得金額相当額を限度とする。

- イ 新設法人（期末において大法人による完全支配関係があるもの等を除く。）における
設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度
- ロ 更生手続の開始の決定を受けた法人における、その決定の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度
- ハ 再生手続の開始の決定を受けた法人における、その決定の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度

(3) 適用要件

1. 欠損金額の生じた事業年度に青色申告書である確定申告書を提出していること
2. 欠損金額の生じた事業年度以降に、連続して確定申告書を提出していること
3. 欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を保存していること

〔第二問〕 - 50点 -

問 1

(1)①

【同族会社の判定】

1. 第1順位 Aグループ A700株 + B50株 + E200株 = 950株
2. 第2順位 Cグループ C150株 + I400株 = 550株
3. 第3順位 Dグループ D200株 + G200株 = 400株
4. 1. + 2. + 3. = 1,900株
5. $\frac{1,900\text{株}}{2,000\text{株}} = 0.95 > 50\%$ ∴ 上位3株主グループの持株割合が50%超なので、
甲社は、同族会社である。

②

対象者	判定	判定過程
B	使用人兼務役員	<p>1. Bについて (会社法上の役員)</p> <p><u>50%超</u> <u>10%超</u> <u>5%超</u></p> <p>○ ○ ×</p> <p>∴ 常時使用人の職務に従事するため、税務上は「使用人兼務役員」とされる。</p>
C	役員	<p>2. Cについて (会社法上の役員)</p> <p><u>50%超</u> <u>10%超</u> <u>5%超</u></p> <p>○ ○ ○</p> <p>∴ 税務上は、9月までも使用人兼務役員とされな いため、結局、1年を通して「役員」とされる。</p>
E	みなし役員	<p>3. Eについて (会社法上の役員ではない)</p> <p>使用人以外の者で、相談役として実質的に経営に 従事しているため、税務上は「みなし役員」とされ る。</p>
G	そのいずれにも該当しない者	<p>4. Gについて (会社法上の役員ではない)</p> <p>執行役員は使用人とされ、使用人以外の者ではない。 また、50%超基準を満たしていない。このため、経営 に従事しているかにかかわらず、Gは、法人税法上の 役員に該当しない。</p>

(2)

対象者	損金不算入額	理 由 (計算過程)
C	1,000,000円	Cは、通年、法人法上の「役員」であり、当該6月及び12月分の賞与は、定期同額給与、業績連動給与に該当せず、事前確定届出給与の届出がなく、事前確定届出給与にも該当しないため、損金不算入となる。
D	100,000円	6月の取締役会による給与支給額の改定は、期首から3月以内の改定にあたるが、遡及して増額した金額は、定期同額給与の要件を満たしていない。また、事前確定届出給与、業績連動給与にも該当しないため、損金不算入となる。
F	2,400,000円	Fに対する給与は、3月毎に支給しており、支給時期が1月以下の一定の期間ごとではないため、定期同額給与に該当しない。また、事前確定届出給与、業績連動給与にも該当しないため、損金不算入となる。
G	1,000,000円	Gは使用人で、取締役Dの妻であることから、特殊関係使用人となる。従って、不相当に高額な金額は、過大使用人級よとして、損金不算入となる。 $6,000,000円 - 5,000,000円 = 1,000,000円$

(3)

Cに12月に支給する50万円を損金の額に算入するためには、事前確定届出給与の届出を行う必要がある。その提出期限は、原則として、その給与に係る決議をする株主総会等の日から1月を経過する日と事業年度開始の日から4月を経過する日のいずれか早い日とされている。

ただし、本問の賞与支給は、取締役総務部長(9月まで)から常務取締役(10月から)へと職制上の地位が変更によるものであるため、臨時改定事由に該当する。従って、臨時改定事由が生じた日(10月1日)から1月を経過する日(10月31日)までに「事前確定届出給与に関する届出書」を所轄税務署長に提出し、その届け出た50万円を12月の支給日に支給する必要がある。

(4)

損金不算入額	計算過程
1,600,000円	<p>1. 実質基準</p> <p>(1) A $(18,000,000 + 1,100,000 \times 9/12) - 19,000,000 < 0 \therefore 0$円</p> <p>(2) B $7,200,000 - 6,000,000 = 1,200,000$円</p> <p>(3) H $2,400,000 - 2,000,000 = 400,000$円</p> <p>(4) (1) + (2) + (3) = 1,600,000</p> <p>2. 形式基準</p> <p>(1) 取締役</p> <p>① 実際支給額</p> <p>A $18,000,000 + 1,100,000 \times 9/12 = 18,825,000$円</p> <p>B $7,200,000 - ※1 4,800,000 = 2,400,000$</p> <p>C $8,800,000 - ※2 500,000 = 8,300,000$</p> <p>D $6,600,000 - ※3 100,000 = 6,500,000$</p> <p>H $2,400,000$</p> <p>I $4,200,000$</p> <p style="text-align: right;"><u>42,625,000円</u></p> <p>※1 使用人相当額 $4,800,000 < 5,000,000 \therefore 4,800,000$</p> <p>※2 6月に支給された使用人分の賞与はCが法人税法上の役員であることから、法人税法34条第1項により損金不算入とされる。</p> <p>※3 遡及分は、法人税法34条第1項により損金不算入とされる。</p> <p>② 限度額 42,000,000</p> <p>③ ① - ② = 625,000</p> <p>(2) 監査役</p> <p>① 実際支給額</p> <p>$2,400,000 - ※1 2,400,000 = 0$円</p> <p>② 限度額 3,600,000</p> <p>③ ① - ② = $\Delta 3,600,000 < 0 \therefore 0$円</p> <p>(3) 合計</p> <p>(1) + (2) = 625,000</p> <p>3. 実質基準と形式基準の選択</p> <p>1. > 2. $\therefore 1,600,000$円</p>

問 2

税務上調整すべき金額	計算過程
本社事務所減価償却超過額 796,000円（加算）	1. 本社事務所 (1) 償却限度額 $(240,000,000 + 800,000) \times 0.020 \times 3/12 = 1,204,000$ 円 (2) 償却超過額 $(1,200,000 + 800,000) - 1,204,000 = 796,000$ 円
J工場用建物減価償却超過額 8,102,947円（加算）	2. J工場用建物 (1) 見積耐用年数 $(10,500,000 + 5,500,000 + 240,000) \times 50\% \geq 2,500,000$ 円 \therefore 簡便法 (24年 - 11年) + 11年 \times 20% = 15.2年 \rightarrow 15年 (2) 償却限度額 $(10,500,000 + 5,500,000 + 240,000 + 2,500,000) \times 0.067 \times 8/12$ $= 837,053$ 円 (3) 償却超過額 $(700,000 + 5,500,000 + 2,500,000 + 240,000) - 837,053$ $= 8,102,947$ 円
エレベータ減価償却超過額 455,200円（加算）	3. エレベータ (1) 見積耐用年数 $(\text{※}_1 204\text{月} - \text{※}_2 56\text{月}) + 56\text{月} \times 20\% = 159.2\text{月} \rightarrow 13.2\text{年} \rightarrow 13\text{年}$ $\text{※}_1 17\text{年} \times 12\text{月} = 204\text{月}$ $\text{※}_2 4\text{年} \times 12\text{月} + 8\text{月} = 56\text{月}$ (2) 償却限度額 $(3,300,000 + 300,000) \times 0.077 \times 8/12 = 184,800$ 円 (3) 償却超過額 $(340,000 + 300,000) - 184,800 = 455,200$ 円

問 3

(1) ①

完全支配関係の判定を行うにあたり、ストック・オプションの権利行使により役員等が取得した株式が5%未満のときは、これを発行済株式総数から除外して保有割合を計算する。

本問の場合、発行済株式総数のうち、ストック・オプションの権利行使により戊社役員が取得した株式の割合は4%で、5%未満であるため、戊社の発行済株式総数から除かれる。

従って、完全支配関係の算定上、丁社は戊社の発行済株式の全部を保有していることとされ、その丁社の株式を甲社が100%保有しており、さらに甲社の株式をX社が100%保有していることから、X社と戊社は完全支配関係にあるといえる。

②

甲社、乙社、丁社

③

会社名	判定理由
乙社	<p>完全支配関係の判定を行う際に、従業員持株会が保有する株式が5%未満のときは、これを発行済株式総数から除外して保有割合を計算する。</p> <p>本問の場合、従業員持株会が所有する乙社株式は5%であり、保有割合が5%未満ではないため、乙社の発行済株式総数から除外されない。</p> <p>従って、X社が乙社の発行済株式を直接又は間接に保有する割合は、100%から95%へ減少したため、完全支配関係は解消されたと判定される。</p>

(2)

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
K	調整すべき金額がない	K土地の譲渡直前の帳簿価額は、1,000万円未満であるため、譲渡損益調整資産に該当しない。
L	<p>7,200,000円（加算）</p> <p>150,000円（減算）</p>	<p>(1) 譲渡損益調整勘定繰入（L建物）</p> $28,000,000 - 20,800,000 = 7,200,000円$ <p>(2) 譲渡損益調整勘定戻入（L建物）</p> $7,200,000 \times \frac{6}{24年 \times 12月} = 150,000円$
M	4,000,000円（減算）	<p>譲渡損益調整勘定繰入（M株式）</p> $22,000,000 - 18,000,000 = 4,000,000円$

(3)

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
⑥	7,050,000円 (減算)	乙社との完全支配関係が解消されたため、譲渡損益調整勘定の期末残高を償却する。 譲渡損益調整勘定戻入 (L建物) $7,200,000 - 150,000 = 7,050,000$ 円
⑦	調整すべき金額がない	甲社とは完全支配関係があり、譲渡益が生じているが、棚卸資産は譲渡損益調整資産に該当しないため、調整すべき金額はない。
⑧	3,000,000円 (加算)	M株式の譲渡先である甲社がM株式を丙社に譲渡したため、譲渡分の譲渡損益調整勘定を戻入れる。 譲渡損益調整勘定戻入 (M株式) $4,000,000 \times \frac{1,500\text{株}}{2,000\text{株}} = 3,000,000$ 円

(4)

税務上調整すべき金額	計算過程
土地圧縮積立金認定損 40,000,000円 (減算)	1. 買換えの圧縮記帳 (1) 譲渡経費 300,000円
土地圧縮積立金積立超過額 17,250,000円 (加算)	(2) 差益割合 $\frac{58,000,000 - (20,000,000 + 300,000)}{58,000,000} = 0.65$
P土地譲渡損益調整勘定繰入 15,250,000円 (減算)	(3) 圧縮基礎取得価額 $70,000,000 \times \frac{350\text{m}^2 \times 5}{2,800\text{m}^2} = 43,750,000$ $\therefore 43,750,000$
	(4) 圧縮限度額 $43,750,000 \times 0.65 \times 80\% = 22,750,000$
	(5) 積立超過額 $40,000,000 - 22,750,000 = 17,250,000$
	2. 譲渡損益調整勘定繰入 $(58,000,000 - 20,000,000) - 22,750,000 = 15,250,000$ 円

問 4

【別表五（一） 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
L工場用建物譲渡損益調整勘定	7,050,000	7,050,000		0
M株式譲渡損益調整勘定	△4,000,000	△3,000,000		△1,000,000
前払給与計上もれ			275,000	275,000
本社事務所減価償却超過額			796,000	796,000
J工場用建物減価償却超過額			8,102,947	8,102,947
エレベーター減価償却超過額			455,200	455,200
土地圧縮積立金			40,000,000	40,000,000
土地圧縮積立金認定損			△40,000,000	△40,000,000
土地圧縮積立金積立超過額			17,250,000	17,250,000
P土地譲渡損益調整勘定			△15,250,000	△15,250,000